

別紙 3 を次のとおり改める。

1 .(2) ロ(イ)ただし書きのうち、「令和 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改める。

1 .(2) ハのうち、「令和 3 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改める。

1 .(2) イのうち、「広島高速道路公社が管理する道路」の次に「(仁保インターチェンジにおいて流入又は流出する場合を除く。)」を加える。

1 .(2) ハのうち、「西日本高速道路株式会社が別に定める日以降、」を「令和 3 年 3 月 8 日から」に改める。

2 . のうち、「令和 4 5 年 1 0 月 6 日」を「令和 4 5 年 1 0 月 2 日」に改める。

別添 3 を別添 3 のとおり改める。

別添 5 を別添 5 のとおり改める。

